

# ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約書」という）は、ネットウイズ合同会社（以下「弊社」）が提供するソフトウェアを利用するお客さまとの間に締結されるものです。本製品をコンピューターに導入、またはライセンスファイルの発行請求を行うことにより、ここに記述された本契約書の条項に同意したものとみなされます。

## 1. 許諾

- (1) 本製品を格納した媒体、資料などをご購入いただいたお客さまに所有権がありますが、本製品の使用については、本契約書をもって許諾されるものです。
- (2) お客さまは本製品の使用に置いては、本製品を導入する（本製品の動作対象とする OS が稼働している）コンピューターに対して発行されたライセンスファイルと共に使用することが義務付けられます。
- (3) 本製品がサーバーライセンス製品の場合は、お客さまは本契約書により、本製品サーバーライセンス数と同数のサーバーコンピューター（サーバーOS が稼働しているもの）に導入する非独占的な使用権を許諾されます。
- (4) 本製品がクライアントライセンス製品の場合は、お客さまは本契約書により、本製品クライアントライセンス数と同数のコンピューター（クライアント OS が稼働しているもの）から使用する非独占的な使用権を許諾されます。
- (5) お客さまがリースにより本製品を導入されている場合は、お客さまはリース会社とのリース契約に基づき使用許諾を受けることになります。

## 2. 譲渡

お客さまは、本製品および本製品に附属するマニュアル、書類等のすべてについて弊社に譲渡先を文書（ユーザー登録用紙など）で通知することにより、第三者に譲渡できます。なお、この譲渡を行った場合には、お客さまは以後、本製品のいかなる複製も所持、使用できません。また、譲り受けた第三者は、この契約上の義務を負います。

### 3. 著作権

本製品についての権限、著作権およびその他の知的財産権は弊社が有するものであり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

### 4. 制限事項

お客さまは、別途の契約に認められている場合を除き、その方法に関わらず、本製品のプログラムの修正、変更および本製品が生成するコードについて、逆コンパイル、逆アセンブルなどのリバースエンジニアリングをすることはできません。

### 5. 責任の制限

お客さまは、自らの費用と責任において、本製品の導入、使用等、本製品を利用した業務の管理を行っていただくものとし、弊社は本製品の使用にかかわる（使用できなかった場合についても）直接的、間接的または派生的損害などいかなる損害にも責任を負わないものとします。

### 6. 秘密保持

お客さまは、本製品に関する情報のうち、公然と知られていないものについて秘密を保持するものとし、弊社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示または漏らさないものとします。

### 7. 期間および契約解除

お客さまは、本契約の条項に従って使用する限り、本契約が解除されるまで本製品を使用できます。お客さまは、いつでもこの契約を解除できます。また、弊社はお客さまが本契約の条項に従わなかった場合、催促を要せず本契約を解除する権利を有します。本契約が解除された場合には、お客さまはただちに本製品および複製物を破棄し、その旨を弊社に文書で報告しなければなりません。

### 8. その他

お客さまは、本製品の使用に当たり著作権法、輸出規制関連法を順守するものとします。

2024年5月5日

ネットウイズ合同会社